

「とちぎボランティア NPO センター運営業務」に係る  
プロポーザル審査及び委託契約候補者の選定要領

**1 審査方法**

- (1) 審査は、審査委員会の出席委員（以下「審査委員」という。）が行う。
- (2) 審査委員は、公募型プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、別紙審査基準表に基づき、審査を行う。
- (3) 審査項目については、審査基準表に記載された項目、着眼事項及び配点とする。
- (4) 審査項目の得点の総和をもって、各審査委員による評価点数とする。なお、評価点数は 100 点を満点とする。

**2 評価点の算出**

- (1) 評価項目ごとに、5 から 1 までの整数で絶対評価を行う。
- (2) 5 段階評価に係数 2 を乗じた数を評価点数とする。

**3 委託契約候補者の選定**

- (1) 審査委員の審査結果について事務局が集計を行い、審査委員の評価順位を合計した数値が最も低い者を優先順位第 1 位の委託候補者、合計した数値が 2 番目に低い者を優先順位第 2 位の委託候補者として、順次選定する。
- (2) 審査委員の評価順位を合計した数値が最も低い者が 2 者以上となる場合には、審査委員の評価順位 1 位を最も多く得た者を優先順位第 1 位の委託候補者、1 位の評価順位を 2 番目に多く得た者を優先順位第 2 位の委託候補者として、順次選定する。
- (3) 参加者が 1 者の場合は、審査委員による評価点数が、すべて 70 点以上である場合に限り、当該参加者を委託候補者として選定する。
- (4) 審査の結果、委託候補者として適当な参加者がないと判断される場合には、再度参加者募集の手続きを行うものとする。

(別紙)

「とちぎボランティアNPOセンター運営業務」業務委託プロポーザル審査会審査基準表

【評価項目】

No.	項目	着眼点	係数	配点
1	業務遂行体制	各業務を円滑に遂行できる人員数、体制となっているか。	2	10
2	相談支援業務	十分な知識・経験を有する者を配置できているか。	2	10
		積極的にNPOの課題や支援ニーズを拾い上げる工夫がなされているか。	2	10
3	情報収集・発信業務	国や市町、民間団体におけるNPO等への支援制度や先進的な取組事例等、NPO支援に必要な情報を収集するネットワークを有しているか。また、提案される発信方法は適当か。	2	10
4	ネットワーク運営業務	中間支援組織によるネットワークを強化し、NPO支援の充実や協働の取組の促進を図ることができるか。	2	10
5	地域協働コーディネーター等養成事業	NPO、企業、コミュニティ等の多様な主体間の協働促進について、課題・支援ニーズを的確に把握しているか。	2	10
		提案内容は、具体的かつ地域における協働の取組の促進が期待できるものとなっているか。	2	10
6	協働アドバイザー派遣事業	県民の社会貢献参加意欲に関する課題・支援ニーズを的確に把握しているか。	2	10
		提案内容は、具体的かつ、社会貢献活動に関する県民の意識醸成が期待できるものとなっているか。	2	10
7	市町市民活動支援センターの機能向上支援	全体の提案を通して、市町市民活動支援センターの機能向上が期待できる提案となっているか。	2	10
合 計				100

【評価基準】

5	優れている
4	やや優れている
3	普通である
2	やや劣る
1	劣る